

平成 29 年度

笠間市の健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見書

笠間市監査委員

笠 監 第 9 号
平成 30 年 8 月 20 日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市監査委員 仙波 操

笠間市監査委員 須藤 幹夫

笠間市監査委員 藤枝 浩

平成 29 年度 笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率
の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 29 年度決算における笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおりその意見書を提出します。

平成29年度笠間市の健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度	—	—	8.5	20.9
平成28年度	—	—	8.8	19.9
早期健全化基準比率	12.57	17.57	25.0	350.0
財政再生基準比率	20.00	30.00	35.0	/

※ 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合、それぞれの比率は「—」と表示する。

平成 29 年度笠間市水道事業会計の 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 2 日から平成 30 年 8 月 17 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

	資金不足比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成 29 年度笠間市工業用水道事業会計の 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 2 日から平成 30 年 8 月 17 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

	資金不足比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成 29 年度笠間市立病院事業会計の 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 2 日から平成 30 年 8 月 17 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位 : %)

	資金不足比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成 29 年度笠間市公共下水道事業特別会計の 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成 30 年 8 月 2 日から平成 30 年 8 月 17 日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業 特別会計の資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。